

様式12

令和6年6月27日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



茨城県水戸市袴塚三丁目 2787 番 9
医療法人 ^{セイシカイ} 誠潤会
理事長 土田 博光
電話 029 (353) 7077

決 算 届

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

事業報告書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 誠潤会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 茨城県水戸市袴塚三丁目 2787 番地 9
(3) 設立認可年月日 昭和32年11月25日
(4) 設立登記年月日 昭和32年11月25日
(5) 役員及び評議員

	氏名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

[別紙]
様式1

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	水戸病院	0810114934	茨城県水戸市袴塚 三丁目 2787 番 9	一般病 43 床
介護老人保健施設	きんもくせい	0853180107	茨城県東茨城郡城里町 石塚 1223-1	入所定員 88 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月17日 令和4年度決算の決定
理事の選任、辞任の承認
令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

[別 紙]
様式 1

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
無。

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
無。

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
無。

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
令和6年3月19日 第二種協定指定医療機関。

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 誠潤会
 所在地 茨城県水戸市袴塚三丁目2787番9

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	2,778,789 千円
2. 負 債 額	973,078 千円
3. 純 資 産 額	1,805,711 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,308,312
B 固 定 資 産	1,470,477
C 資 産 合 計 (A+B)	2,778,789
D 負 債 合 計	973,078
E 純 資 産 (C-D)	1,805,711

- (注) 1. 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
 2. 本様式は、法第51条第2項の医療法人が使用する様式である。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3

法人名 医療法人 誠潤会
所在地 茨城県水戸市袴塚三丁目2787番9

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,308,312	I 流動負債	150,260
現金及び預金	959,518	買掛金	14,687
事業未収金	132,622	未払費用	95,764
たな卸資産	8,580	預り金	6,309
前払費用	4,913	未払法人税等	15,516
預け金	203,037	未払消費税等	734
その他の流動資産	464	賞与引当金	12,000
貸倒引当金	△ 822	その他の流動負債	5,250
II 固定資産	1,470,477		
1 有形固定資産	1,373,680	II 固定負債	822,818
建物	661,522	長期借入金	822,818
建物付属設備	104,340		
構築物	12,579		
医療用器械備品	55,317		
車両運搬具	935		
その他の有形固定資産	9,064		
土地	529,923		
2 無形固定資産	2,316		
電話加入権	985		
ソフトウェア	1,239		
その他の無形固定資産	92		
3 その他の資産	94,481		
出資金	3,413		
差入保証金	463		
長期貸付金	4,460		
保険積立金	74,779		
繰延消費税等	582		
修繕積立金	10,784		
資産合計	2,778,789	負債合計	973,078
		純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	50,000
		II 利益剰余金	1,755,711
		繰越利益剰余金	1,755,711
		純資産合計	1,805,711
		負債・純資産合計	2,778,789

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。
4. 本様式は、法第51条第2項の医療法人が使用する様式である。

様式 4

法人名 医療法人 誠潤会
所在地 茨城県水戸市袴塚三丁目2787番9

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		896,598
2 事業費用		
(1) 事業費	843,323	
(2) 本部費	0	843,323
本来業務事業利益		53,275
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		53,275
II 事業外収益		
受取利息	26	
その他の事業外収益	62,979	63,004
III 事業外費用		
支払利息	6,623	
その他の事業外費用	3,144	9,767
経常利益		106,512
IV 特別利益		
固定資産売却益	5,000	
その他の特別利益	1,000	6,000
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		112,512
法人税・住民税及び事業税	32,278	
法人税等調整額	0	32,278
当期純利益		80,234

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
 3. 本様式は、法第51条第2項の医療法人が使用する様式である。

監事監査報告書

医療法人 誠潤会
理事長 土田 博光 殿

私たちは、医療法人誠潤会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、業務報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実はありません。

令和6年6月15日

医療法人誠潤会

監事

監事